

紀美野町耐震改修促進計画

平成20年3月

目 次

紀美野町耐震改修促進計画

1	基本方針	1
1 - 1	目 的	
1 - 2	位置づけ	
1 - 3	計画期間	
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	1
2 - 1	想定される地震の規模、想定される被害の状況	
2 - 2	耐震化の現状	
2 - 3	耐震改修等の目標の設定	
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 施策に関する事項	10
3 - 1	耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針	
3 - 2	耐震診断・改修を図るための支援策の概要	
3 - 3	安心して耐震改修を行うことができるようにするための 環境整備	
3 - 4	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	
3 - 5	重点的に耐震化すべき区域の設定	
3 - 6	優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	
4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及に関する事項	15
4 - 1	地震ハザードマップの作成・公表	
4 - 2	相談体制の整備及び情報提供の充実	
4 - 3	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	
4 - 4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
4 - 5	町内会等との連携	
5	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し 必要な事項	19
6	事業実施計画	19

1. 基本方針

1-1 目的

災害に強いまちづくりを目的に、命を守るための防災対策の一つとして、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や、不特定多数の人が利用する特定建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした、建築物の耐震対策に係る取組みを策定した。

1-2 位置づけ

町の総合計画である「第1次紀美野町長期総合計画」をふまえるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき防災に係る総合的な運営を計画化した「紀美野町地域防災計画」との調整を図りつつ計画を策定した。

1-3 計画期間

本計画の実施は27年度までの重点実施期間とし、進捗状況及び社会ニーズを踏まえ5カ年で見直すこととする。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

和歌山県では、平成18年3月発表の地震被害想定において、紀美野町における地震被害を次のように想定している。

(1) 想定される地震の規模

表2-1 想定される地震の規模

	①中央構造線による地震	②東海・東南海・南海地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.0相当	8.6相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～ 和歌山・奈良県境付近)	駿河トラフ～ 南海トラフ
震源断層の深さ	4～14km	約10～30km

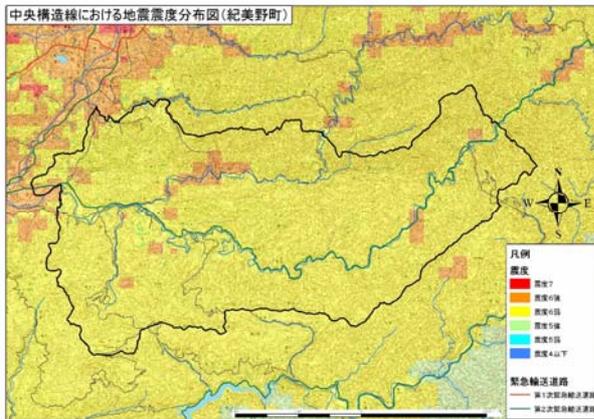
①中央構造線による地震

殆どの地域で震度 6 弱の分布域が広がるほか、真国地区（北部）及び小畑、動木地区（西部）、長谷毛原地区（東部）の一部で震度 6 強の揺れが予測される。（図 2-1）

②東海・東南海・南海地震

小畑、動木、下佐々地区など人口密集地域で震度 6 弱の揺れが予測されるほか、福田、松瀬、井堰地区、また野中、安井地区でも同様の揺れが予想される。その他の地域では、概ね震度 5 強の揺れが予測される。（図 2-2）

図 2-1



①中央構造線による地震震度分布図

図 2-2



②東海・東南海・南海地震震度分布図

(2) 人的被害

①中央構造線による地震

紀北を中心として建物倒壊による人的被害が多く予測される。冬 5 時のケースでの死者数が最も多く、本町で約 34 人、全県で 4 千 5 百人強の死者が予測される。

②東海・東南海・南海地震

紀南を中心として建物倒壊及び津波による人的被害が多く予測される。夏のケースでは海水浴客の死者も多く出ると予測される。冬 5 時のケースでの死者数が最も多く、本町で約 2 人、全県で約 5 千人の死者が予測される。

表 2-2 本町における人的被害（冬 5 時）

地震区分	人口 (人)	死者 総数 (人)	建物倒 壊によ る死者 数 (人)	津波に よる死 者数 (人)	がけ崩 れによ る死者 数 (人)	火災に よる死 者数 (人)	負傷者 数 (人)	重傷者 数 (人)	中等傷 者数 (人)	要 救 助 者数 (人)
①中央構 造線によ る地震	12,387	34	30		3	0	154	19	135	96
②東海・ 東南海・ 南海地震	12,387	2	1	0	1	0	11	1	10	11

(2) 建物被害

①中央構造線による地震

紀ノ川沿いの市町村の多くは 20～40%の全壊・焼失率が予測される。特に、冬 18 時のケースでは火災による焼失が多く、和歌山市や旧海南市では 50%近い全壊・焼失率になると予測される。

都市施設の多い紀北に被害が集中することから、本町で 640 棟程度、全県で 10 万 5 千～13 万 7 千棟程度の全壊・焼失被害が予測される。

②東海・東南海・南海地震

紀南では強い地震動のため多くの市町で 30%程度の建物が全壊になると予測される。また、津波による被害は田辺市、串本町、那智勝浦町等の紀南の沿岸市町村の他、湾奥に低地の広がる海南市で多大な被害が予測される。

串本町では、地震動・液状化・がけ崩れ・津波・火災による被害もあわせた全壊・焼失率が 60%に達すると予想される。全県で 8 万 5 千～10 万 5 千棟程度の全壊・焼失被害が予測される。

本町では、震源から離れており沿岸にも面していないため比較的被害が少なく、全壊・焼失被害は 30 棟程度と予測される。

表 2 - 3 本町における建物被害（冬 18 時）

地震区分	現況建物数 (棟)	総 数 (全壊・ 焼失) (棟)	(全壊・ 焼失率) (%)	地震動に よる全壊 (棟)	液状化に よる全壊 (棟)	がけ崩れ による全 壊 (棟)	津波によ る全壊 (棟)	火災によ る全壊 (棟)
①中央構 造線によ る地震	13,464	638	4.7	541	16	33		50
②東海・東 南海・南海 地震	13,464	30	0.2	17	3	9	0	0

2-2 耐震化の現状

(1) 本計画における定義

①耐震基準とは

過去の大地震を契機に建築物の構造基準を定めた建築基準法の改正がなされ、1981年（昭和56年6月）の大改正により現行の「新耐震基準」と呼ばれる構造基準となった。

「新耐震基準」による建築物は、阪神・淡路大震災でも被害が少なかったことから、地震に対する安全性が確保されている可能性が高いと考えられる。

一方、昭和56年5月以前の建築物は、新耐震基準による耐震性能を満足しない可能性があり「旧耐震基準」による建築物である。

以上のことから、本計画における数値目標を設定するにあたり、以下のとおり取り扱うこととする。

○「新耐震基準」による建築物

昭和56年6月以降に着工された建築物 → 耐震性がある

○「旧耐震基準」による建築物

昭和56年5月以前に着工された建築物 → 耐震性が不十分な可能性がある

②特定建築物とは

耐震改修促進法第6条各号に定める建築物（表2-4）のうち旧耐震基準で建築されている建築物とする。

第1号 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

第2号 危険物を一定量以上貯蔵する建築物

第3号 倒壊等により緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物

③耐震化とは

耐震性が不十分な住宅・建築物を建替又は耐震補強により耐震性向上を図ることとする。

表 2 - 4 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
第 1 号	1	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
第 2 号	一	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
第 3 号	一	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

(2) 住宅・特定建築物の現状

①住宅の現状

平成 15 年の住宅・土地統計調査及び平成 18 年度家屋に関する概要調書等報告書（税務課資料）によると、本町の年代別住宅数は以下のとおりと推計する。

表 2 - 5 本町の年代別住宅数 (単位：戸)

区 分	総 数	構 造	
		木造	非木造
昭和55年以前	4,206	3,108	1,098
昭和56年以降	3,054	1,342	1,712
合計	7,260	4,450	2,810

②特定建築物の現状

和歌山県資料によると平成 17 年 3 月 31 日現在の年代別建築物数は、以下のとおりである。

表 2 - 6 特定建築物の年代別建築物数 (単位：棟)

区 分	総 数	構 造	
		木造	非木造
昭和55年以前	15	1	14
昭和56年以降	6	0	6
合計	21	1	20

(2) 耐震診断・改修等の実施状況

耐震診断及び改修が必要と思われる建築物については、耐震診断、耐震改修の実施状況を把握し、台帳を作成して合理的な情報管理を行う。個々の建築物のデータは、効果的にファイリングされることにより総合的に把握できるとともに、個々の建築物の耐震診断、耐震改修の実施状況、指導経過等が把握できるように整理し、利用目的に対応した台帳を作成する。

これまでに、補助事業等で把握している耐震診断、耐震改修の実施状況は、下記のとおりである。

表 2-7 耐震診断、耐震改修の実施状況

(単位：件)

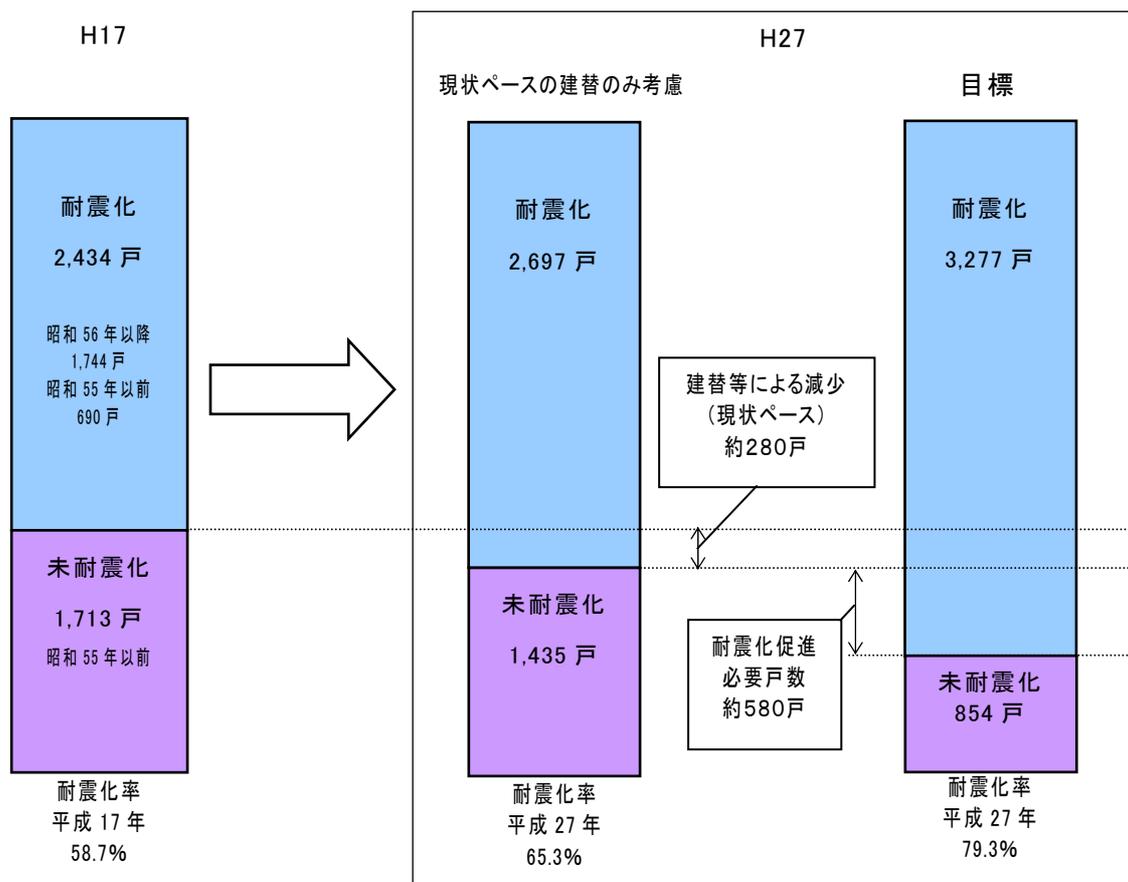
事業名	平 16	平 17	平 18
きのくに木造住宅耐震化促進事業・耐震診断	23	11	20
きのくに木造住宅耐震化促進事業・耐震改修			0

2-3 耐震改修等の目標の設定

本町における平成 27 年度末の用途別耐震化率の目標は、以下のとおりとする。なお、目標については適宜検証することとする。

(1) 住宅の耐震化

和歌山県耐震改修促進計画では、平成 27 年度までの 10 年間で、未耐震化住宅を半減することを目標としている。本町では、平成 18 年度家屋に関する概要調書等報告書（税務課資料）を用いた推計では、耐震化率は 59%となっており、これを平成 27 年度末までに 80%とすることを目標とする。



※ 推計にあたり、平成 27 年度末の総戸数は、現状から滅失等により減少するであろう戸数を推測し、差し引いた数値としている。

図 2-3 住宅の耐震化の目標値

(2) 特定建築物の耐震化

① 多数の者が利用する建築物

学校、病院、その他の施設の耐震化

和歌山県耐震改修促進計画では、平成 27 年度までの 10 年間で、学校、病院、その他の施設（私立を含む）の耐震化率を民間施設については半減、公共施設については 90%以上とすることを目標としており、本町も県事業に協力し推進する。

② 危険物を貯蔵する建築物の目標

和歌山県耐震改修促進計画では、平成 27 年度までの 10 年間で、耐震性不十分建築物を半減することを目標としており、本町も県事業に協力し推進する。

③ 倒壊等により緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の目標

和歌山県耐震改修促進計画では、平成 27 年度までの 10 年間で、緊急輸送道路沿道の特定建築物の耐震性不十分建築物を半減することを目標としている。

本町においても、避難路となる道路沿道等の建築物等のうち耐震性不十分建築物を半減することを目標とし、耐震化を推進する。

2-4 公共建築物の耐震化の目標

本町が管理する建築物については、今後速やかに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁（和歌山県）に報告するとともに、耐震改修の進捗状況を、本町ホームページ等で町民に公表する。

和歌山県耐震改修促進計画では、平成 27 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標としており、本町も同様とし事業を実施する。

表 2-8 町有建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 建築物の用途	全棟数 A=B+C	昭和 56 年 以降に建 築された 建築物 B	昭和 55 年 以前に建 築された 建築物 C	耐震化されている建築物		耐震化率 (%) G=F/A	
				耐震改 修済み E	耐震性 を満た す E		
災害時の拠点となる建築物 (庁舎、学校、診療所等)	40	24	16	5	1	30	75.0
多数の者が利用する建築物 (公民館、集会所、センター等)	100	71	29	0	0	71	71.0
町営住宅等 (町営住宅、医師住宅等)	30	18	12	0	0	18	60.0
その他の主要な建築物 (消防団詰所等)	41	38	3	0	0	38	92.7
計	211	151	60	5	1	157	74.4

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

3-1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

本町は、これまで災害対策基本法等に基づき、紀美野町地域防災計画等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。しかし、平成7年1月17日に突然発生した阪神・淡路大震災をはじめ、近年では能登半島地震、新潟中越沖地震など改めて大地震の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。中央構造線による地震、東海・東南海・南海地震などの大地震が予想される本町にとって、地震対策の一層の充実強化は、緊急の課題である。

大地震による災害から町民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより町民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

町民は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

これらを踏まえ、本町の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に進めていく。

3-2 耐震診断・改修を図るための支援策の概要

(1) 現在の支援事業の概要

地震時の被害が大きくなると予測される昭和56年以前の木造住宅について所有者等が耐震診断を希望する場合、町が無料で耐震診断を実施し、その結果、所有者等が倒壊の危険性が高いと判定された建物を改修する場合、補強に要する費用の一部について助成している。

事業主体は市町村であり、申込みは町耐震相談窓口となっている。

表3-1 助成内容の概要

	補助基本額等	負担割合		
		国	県・市町村	所有者
耐震診断	44,000円/棟	22,000円/棟	22,000円/棟	—
耐震改修	90万円/棟	—	2/3 又は 60万円/棟限度	1/3 又は 30万円/棟

(2) 支援制度の検討

- ・旧基準木造住宅の耐震化の促進施策を優先的に検討する。
- ・診断から改修に安心して移行できる制度を普及する。
- ・その他耐震化を促進するため必要な制度を検討する。

(例)補強計画が正しいか、補強に要する費用が妥当か等、改修を実施しようとする方の不安を解消するための制度

(3) 住宅ローン減税

住宅に対する一定の耐震改修工事が、住宅ローン減税制度の対象となっている。

表 3-2 耐震改修における住宅ローン減税制度

対象	主な要件等
住宅ローン減税	10年間、ローン残高の1%を所得税から控除
中古住宅購入の際のローン減税	築後年数要件（マンション25年以内、木造戸建20年以内）を撤廃し、新耐震基準への適合を要件化（H17より）

(4) 住宅に係る耐震改修促進税制

住宅に係る耐震改修工事が、税制優遇措置の対象となっている。

表 3-3 住宅に係る耐震改修促進税制

区分	所得税	固定資産税
対象住宅	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅	昭和57年1月1日以前に所在する住宅（1戸当たり120㎡相当部分まで）
特例期間	平成18年4月1日～平成20年12月31日までに耐震改修を実施	平成18年1月1日～平成27年12月31日までに耐震改修が完了
対象工事	現行の耐震基準（木造住宅の場合、総合評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全）に適合させる耐震改修工事	改修の費用が30万円以上で、現行の耐震基準（木造住宅の場合、総合評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全）に適合させる耐震改修工事
控除額	耐震改修工事費の10%（20万円を上限）が所得税から控除	以下の期間固定資産税を半額 ・平成18～21年工事完了：3年間 ・平成22～24年工事完了：2年間 ・平成25～27年工事完了：1年間
備考	市町村の発行する証明書を添付し、確定申告が必要	市町村、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書等の添付が求められる

表 3-4 事業用建築物に係る耐震改修促進税制

対象	所得税・法人税
対象建築物	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）
対象区域	対象区域に制限なし
特例期間	平成18年4月1日～平成20年12月31日までに耐震改修を実施
対象工事	耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事（当該特定建築物が耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないもの）
特別償却	工事に伴って取得等をする建物部分について、10%の特別償却
申込み、問合せ先	税務署

3-3 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっており、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組む。特に「だれに相談すればよいか」「だれに頼めばよいか」「工事費用は適正か」「工事内容は適切か」等の耐震化に取り組む方の不安を解消することが急務である。

(1) 相談体制の整備・充実

県内全市町村、県庁、各振興局建設部、関係団体、県に登録した民間建築設計事務所が県ホームページ及び市町村耐震相談窓口で閲覧できるようになっている。円滑に耐震診断及び耐震改修の相談が行えるように、協議会と連携した相談窓口を設置する。

耐震相談窓口担当者は、年1回県が開催する講習会に参加し、利用者が安心して相談できるよう相談窓口を充実する。また、ローン、税制、助成制度等の説明や、専門家・事業者の斡旋や紹介等について整備する。

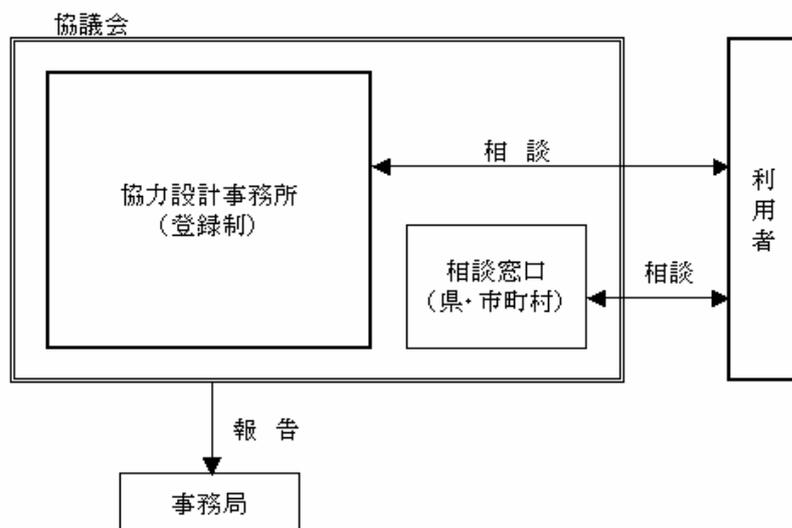


図3-1 協議会と連携した相談窓口体系図

(2) 安心して頼める専門家の紹介体制の整備

和歌山県や関係団体と連携し、専門家向け講習会への受講者の紹介・紹介体制を整備する。また、関係団体が安心して頼める体制整備を行った場合、その内容等について積極的に紹介すると共にその活用等についても検討する。

(3) 和歌山県の住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及

和歌山県と連携し、古い木造住宅に多い伝統的工法の構造特性を生かした補強設計を促進し、経済的な耐震改修を促進する。

3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

ブロック塀の倒壊対策、窓ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの閉じこめ防災対策等の総合的な安全対策については、防災点検等における指導の徹底を図る。

また、本町の広報誌・パンフレットやチラシの作成と配布等による啓発活動を行う。

(1) ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要がある。

具体的な取り組みとして、ブロック塀、窓ガラス、ベランダ、屋根等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、町民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていく。

(2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を図っていく。

(3) エレベーターの地震防災対策

建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて、

- ①エレベーターの耐震安全性の確保。
- ②地震時管制運転装置の設置。
- ③閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備。
- ④平時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供。

など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を図っていくものとする。

また、平常時から乗り場やかご内における掲示、地域の防災訓練の活用等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて利用者に周知する。

(4) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられる。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図っていく。

3-5 重点的に耐震化すべき区域の設定

和歌山県の全域が、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域内にあることから、町域全体を重点地区とする。また、人口集中地区（D.I.D）や密集市街地、緊急輸送道路沿道等を早急に対応すべき地区とする。

3-6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震に伴う倒壊等による被害を減少させる観点から、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅をはじめ、地震が発生した場合において特に重要な建築物、不特定多数の人が利用する建築物、後の世代に引き継ぐべき貴重な財産である建築物等、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定する。

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

4-1 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップにより、各地区における大地震時の震度を具体的に知ることとは、危険性を知り対策を講ずるために非常に有効です。

本町は、県の実施した被害想定調査結果等を参考に、本計画作成にあわせハザードマップを作成した。作成にあたり、被害が甚大と思われる、中央構造線による地震と東海・東南海・南海地震について、250mメッシュの震度予測を表示するとともに指定避難所等の情報を併せて記載した。このハザードマップは、町ホームページにより公表する。(図4-1、4-2及び表4-1参照。)

また、更に詳細に、揺れやすさマップ、地域の危険度マップ、建物データマップを総合的に反映した地震ハザードマップの作成、公表を検討する。

4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実

相談窓口を設置するなど、所有者等からの相談体制の整備、情報提供(耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等)に関する事業等を実施していく。

4-3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットを作成・配布し、補助制度、融資制度の普及啓発に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発していく。

また、セミナー・講習会の開催、耐震改修事例集の作成の事業、広報活動、家具等の倒壊防止対策等について、和歌山県と連携して実施していく。

4-4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的であり、また併せて工事を行うことにより費用面でのメリットもある。

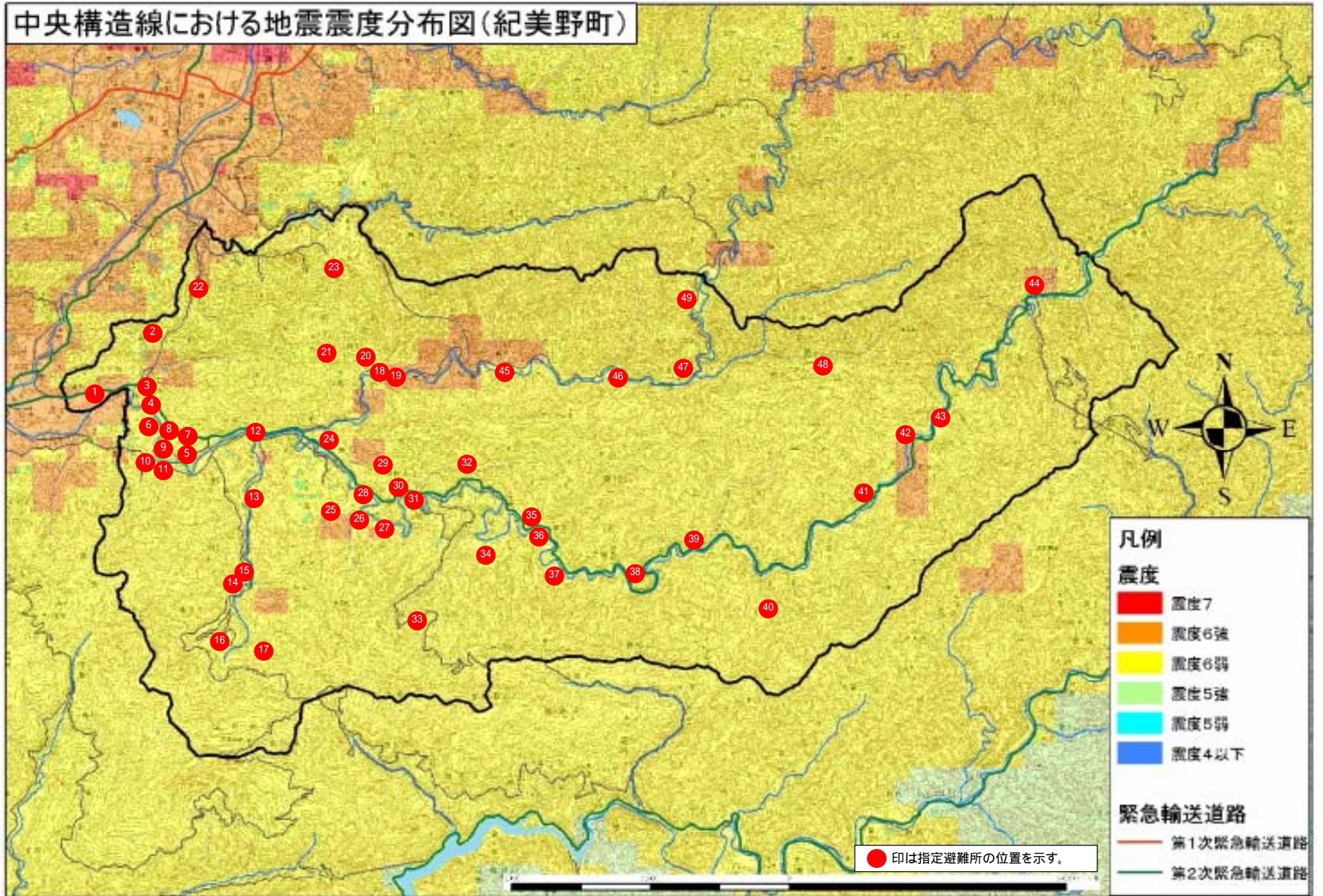
このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、和歌山県耐震改修促進計画の内容を勘案し、リフォーム事業者等との連携策を推進する。

4-5 町内会等との連携

町内会活動における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であることから、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組みを推進する。

また町内会、NPO、有志団体等と連携し、相談等の体制を検討する。

図4 - 1



東海・東南海・南海地震震度分布図(紀美野町)

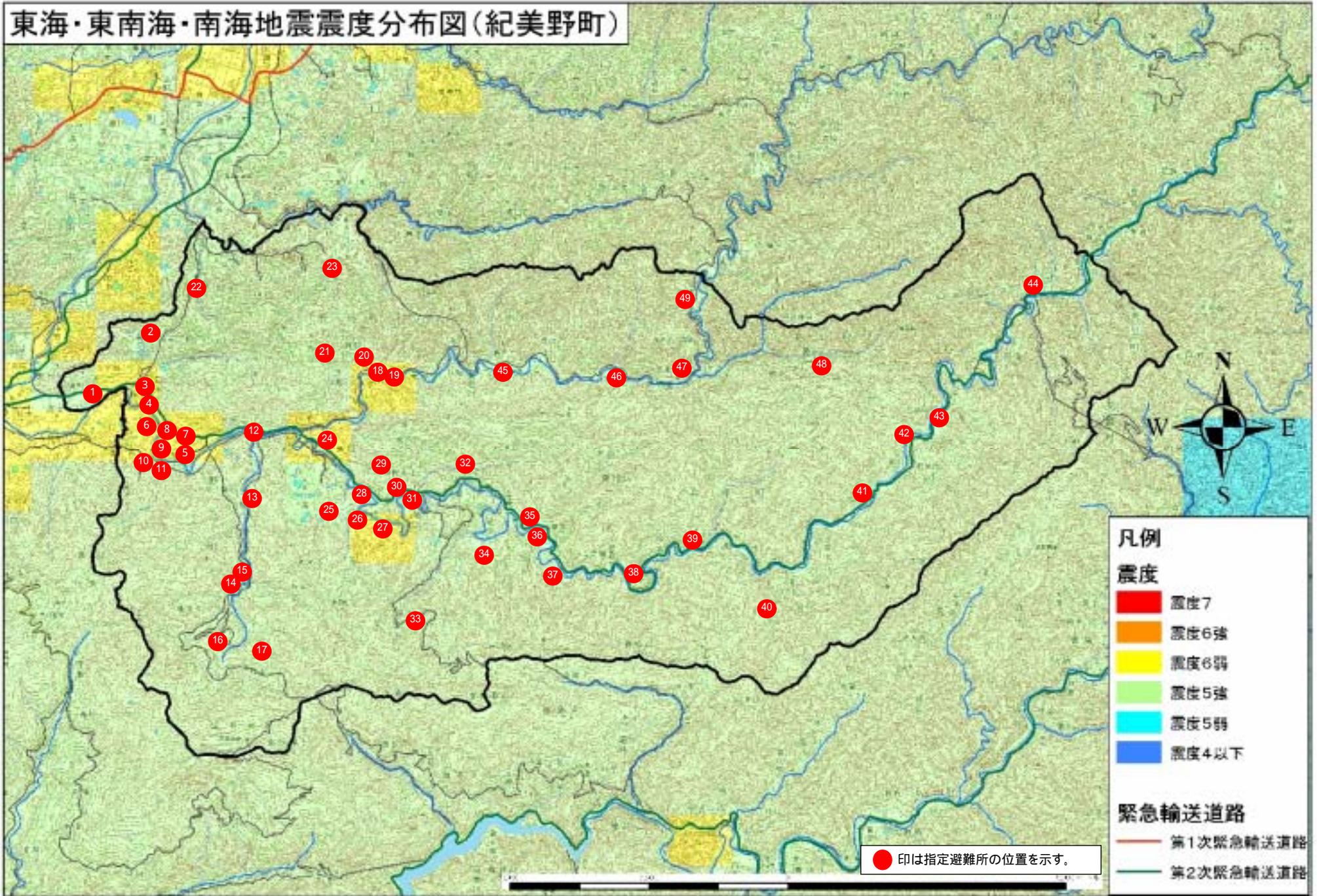


表4 - 1

指定避難所一覧

NO	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	電話番号	FAX番号	NO	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	電話番号	FAX番号
1	小畑集会所	小畑107番地	230	489-4709		26	野中集会所	野中31番地	150	—	—
2	野上勤労者体育センター	小畑853番地2	990	489-5368		27	農村総合センター	野中410番地	1,630	495-3212	495-3212
3	動木集会所	動木227番地1	190	—	—	28	美里中学校体育館	野中377番地	760	495-2016	495-3310
4	野上小学校体育館	動木1445番地	1,090	489-2041	489-2042	29	下神野小学校体育館	神野市場214番地	1,030	495-2019	495-3393
5	野上中学校体育館	下佐々940番地	1,620	489-2469	489-5175	30	神野市場交流ふれあいセンター	神野市場269番地	150	—	—
6	河南集会所（海南鋼管）	下佐々1817番地	120	—	—	31	樋下高齢者ふれあい憩いの家	樋下49番地2	80	—	—
7	下佐々コミュニティセンター	下佐々595番地1	310	—	—	32	津川集会所	津川267番地	190	—	—
8	中央児童館	下佐々149番地6	200	—	—	33	箕六高齢者ふれあい憩いの家	箕六53番地	80	—	—
9	新生町集会所	下佐々803番地1	80	—	—	34	三尾川区民センター	三尾川492番地	130	—	—
10	総合福祉センター	下佐々1408番地4	3,230	489-9960	489-6655	35	上神野小学校体育館（休校中）	鎌滝107番地	560	—	—
11	やすらぎ園	下佐々1408番地7	7,590	489-3631	489-4989	36	自然体験世代交流センター	鎌滝636番地	780	495-3127	—
12	吉野集会所	吉野330番地	210	—	—	37	赤木高齢者ふれあい憩いの家	赤木311番地	80	—	—
13	福井集会所	福井1313番地1	180	489-2481	—	38	桂瀬集会所	桂瀬127番地	90	—	—
14	小川地区公民館	中田23番地	360	489-4511	489-4511	39	国吉多目的集会所	田64番地	190	498-0019	—
15	小川小学校体育館	中田5番地	400	489-2402	489-2909	40	滝ノ川集会所	滝ノ川402番地	100	—	—
16	中田集会所	中田331番地1	100	—	—	41	転作研修会館	小西310番地2	100	—	—
17	梅本集会所	梅本363番地2	100	—	—	42	毛原中集会所	毛原中178番地2	60	—	—
18	志賀野地区公民館	西の22番地1	370	489-5145	489-5145	43	長谷毛原中学校体育館	毛原宮222番地	800	499-0030	499-0030
19	志賀野小学校体育館	西野11番地1	430	489-2823	489-9736	44	長谷宮集落センター	長谷宮223番地2	240	499-0051	—
20	西野集会所	西野691番地	150	489-5199	—	45	真国区民センター	真国宮32番地2	490	497-0002	—
21	釜滝集会所（第2）	西野246番地1	80	489-4709	—	46	上真国多目的集会所	花野原351番地8	190	—	—
22	長谷会場	長谷89番地	180	—	—	47	円明寺集会所	円明寺202番地1	150	—	—
23	国木原集会所	国木原1番地	80	489-4669	—	48	勝谷集会所	勝谷140番地	100	—	—
24	福田集会所	福田143番地1	190	495-3270	—	49	四郷集会所	四郷134番地	70	—	—
25	安井集会所	安井134番地	150	—	—						

5. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

建築物等の耐震対策を推進するため、県、市町村及び建築関係団体により構成される「和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会」を通じ、耐震化に必要な取り組みを検討していく。

また、地域の状況に応じ、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導するため、住宅性能表示制度の活用促進に関する事業、地震保険の加入促進に資する普及啓発事業等について検討する。